

医科点数表第2章第10部 手術の通則の5及び6(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む)に掲げる手術に関する実施状況報告

区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	36
イ	黄斑下手術等	1
ウ	鼓室形成手術等	29
エ	肺悪性腫瘍手術等	12
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	215

区分2に分類される手術

ア	靱帯断裂手術等	5
イ	水頭症手術等	63
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	18
オ	角膜移植等	0
カ	肝切除術等	31
キ	子宮宇付属器悪性手術	1

区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	3
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	2
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	1
キ	同種死体腎移植等	0

区分4に分類される手術

	胸腔鏡下手術、腹腔鏡下手術	562
--	---------------	-----

その他の区分に分類される手術

ア	人工関節置換術	174
イ	乳児外科施設基準対象手術(1歳未満の乳児に対して行うもの)	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	82
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	149
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥種切除術及び冠動脈ステント留置術(合計)	284
	経皮的冠動脈形成術(小計)	51
	(内訳)経皮的冠動脈形成術(急性心筋梗塞に対するもの)	3
	(内訳)経皮的冠動脈形成術(不安定狭心症に対するもの)	10
	(内訳)経皮的冠動脈形成術(その他のもの)	38
	経皮的冠動脈粥腫切除術(小計)	1
	経皮的冠動脈ステント留置術(小計)	232
	(内訳)経皮的冠動脈ステント留置術(急性心筋梗塞に対するもの)	27
	(内訳)経皮的冠動脈ステント留置術(不安定狭心症に対するもの)	51
	(内訳)経皮的冠動脈ステント留置術(その他のもの)	154

※集計期間 令和6年1月～令和6年12月

医科点数表 急性期充実体制加算の施設基準 手術等にかかる実績

区分	項目	年間件数
ア	(イ) 全身麻酔による手術	2890
	うち、緊急手術	413
	(ロ) 悪性腫瘍手術	597
	(ハ) 腹腔鏡下手術又は胸腔鏡下手術	733
	(ニ) 心臓カテーテル法による手術	650
	(ホ) 消化管内視鏡による手術	475
	(ヘ) 化学療法	810
	(ト) 心臓胸部大血管手術	126
イ	(イ) 異常分娩	173
	(ロ) 6歳未満の乳幼児の手術	208

※集計期間 令和6年4月～令和7年3月

令和7年4月現在